

第6 令8区画等の取扱い

1 令8区画

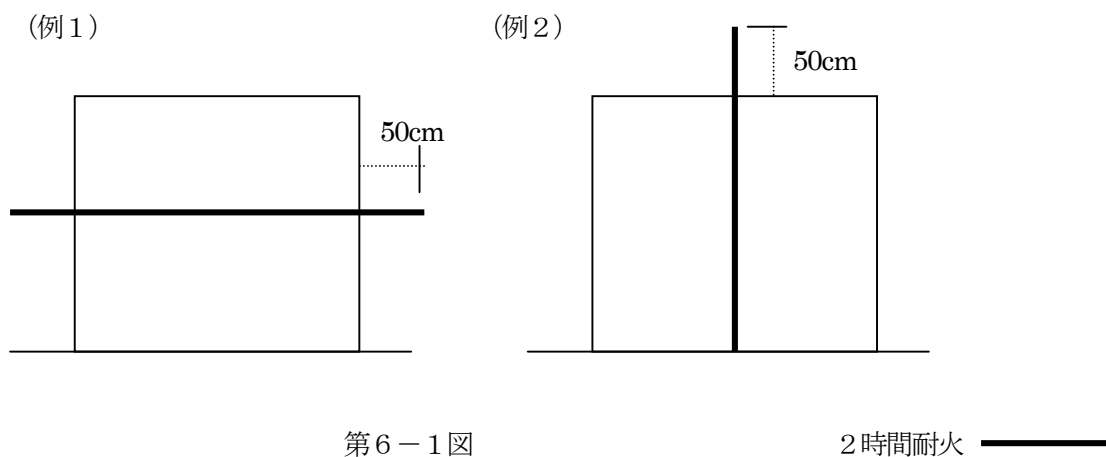
令8区画の構造及び当該区画を貫通する配管等の取扱いについては、次の通達によること。

(巻末資料消防法令通達参照)

- 令8区画及び共住区画の構造並びに当該区画を貫通する配管等の取扱いについて
(平成7年3月31日付け消防予第53号・平成7年10月20日付け消防予第226号・一部改正)
- 令8区画及び共住区画の構造並びに当該区画を貫通する配管等の取扱いに係る執務資料について
(平成7年7月28日付け消防予第166号)
- 【参考】令8区画及び共住区画を貫通する鋼管等の取扱いについて
(平成8年3月27日付け消防予第47号・平成8年12月24日付け消防予第262号・一部改正)
- 令8区画及び共住区画を貫通する配管等に係る表示について
(平成8年3月29日付け消防予第50号)
- 共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例の細目について
(平成8年7月17日付け消防予第145号)
- 【参考】令8区画及び共住区画を貫通する給排水管の取扱いについて
(平成8年12月24日付け消防予第263号)
- 令8区画及び共住区画を貫通する配管等に関する運用について (通知)
(平成19年10月5日付け消防予第344号)

(1) 令8区画の構造

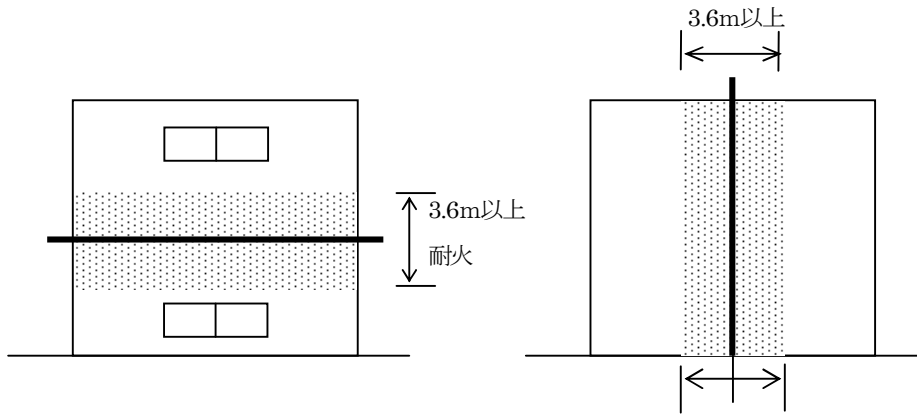
ア 令8区画の耐火構造の床又は壁の両端又は上端は、当該対象物の外壁面又は屋根面から50cm以上突き出していること。



ただし、下記例3、4の場合は認められる。

(例3)

(例4)



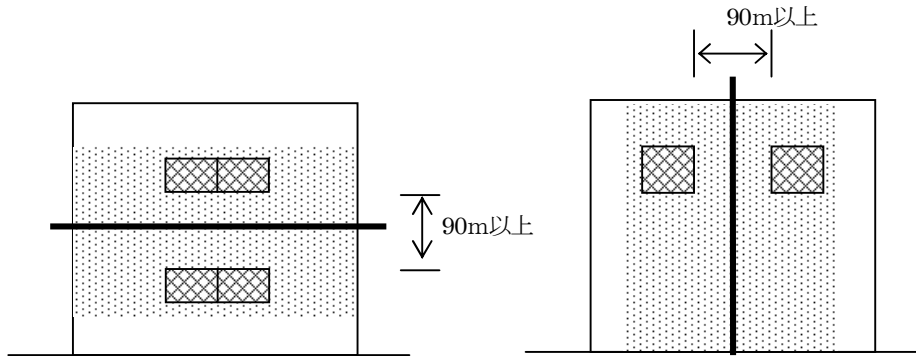
第6-2図

おおむね1.8m(両側に)

イ 開口部を設ける場合は上記例3、4の構造及び次によること。

(例5)

(例6)



第6-3図

※ 面積の大小にかかわらず90cm以内には開口部は設けてはならない。

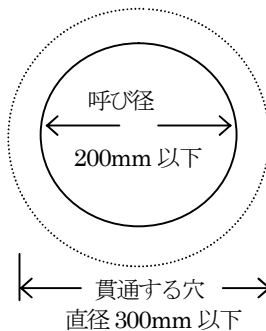


防火設備



耐火構造 (建基令第107条に定める耐火性能)

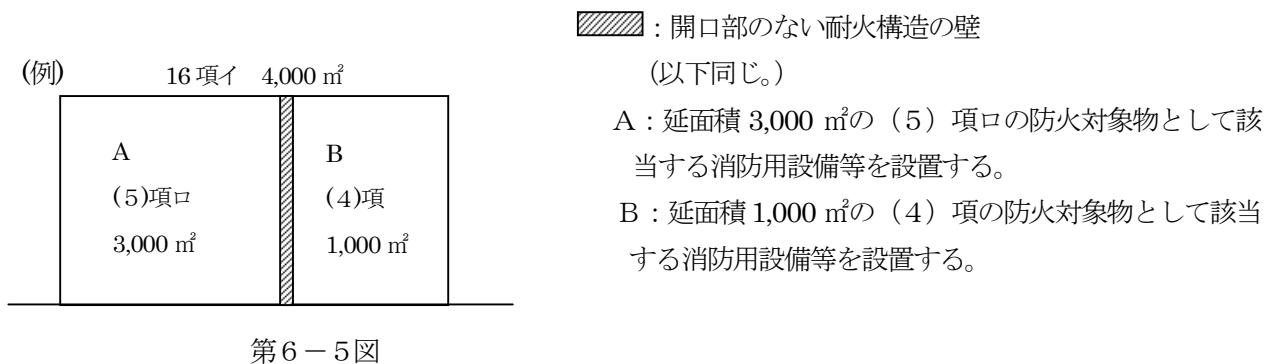
(2) 令8区画を貫通する配管及び貫通部



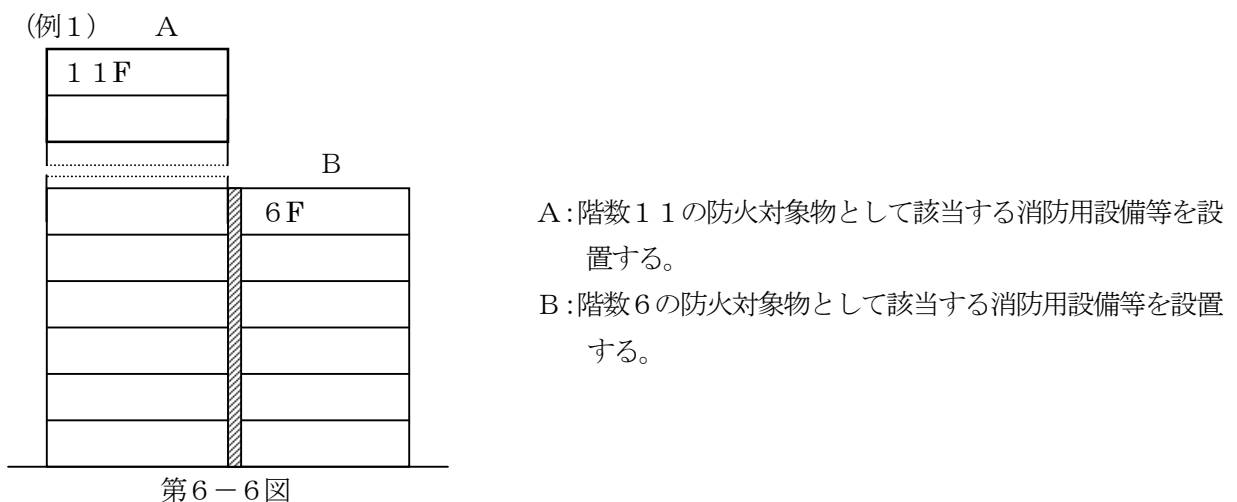
貫通部が矩形の場合、
部分的面積が
直径300mmの円に相当する面積以下

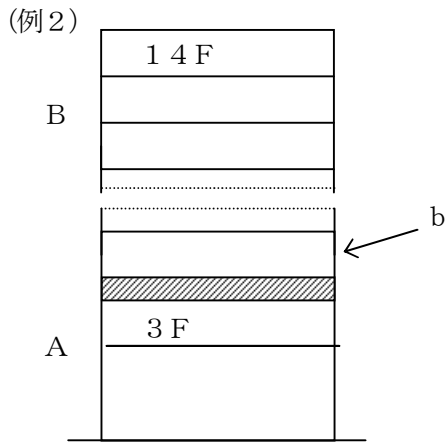
第6-4図

- ア 配管の用途は、原則として給排水管（附属する通気管を含む。）であること。
 - イ 適合している配管であれば一つの穴に複数貫通させてもよい。
 - ウ 鋼管を給排水管として、令8区画を貫通させる場合であっても直径200mm以下であること及び適合していることを確認すること。
 - エ 電気配線及びガス配管の貫通は認められない。
 - オ 貫通穴相互の離隔距離は、穴の直径の大なる方の距離以上とすること。（直径200mm以下の場合は200mm）
 - カ 配管及び貫通部は一体で火災時の加熱に2時間以上耐える性能を有するものであること。（建基令第107条第1号）
 - キ 貫通部は、モルタル等の不燃材料で完全に埋め戻す等十分な気密性を有すること。
- (3) 令8区画した建築物における消防用設備等の設置の考え方
- ア 開口部のない耐火構造の壁又は床で区画された部分ごとにその用途に応じて、消防用設備等を設置すること。
 - イ 開口部のない耐火構造の壁又は床で区画された部分ごとにその床面積に応じて、消防用設備等を設置すること。



- ウ 開口部のない耐火構造の壁又は床で区画された部分ごとにその階又は階数に応じて、消防用設備等を設置すること。ただし、床で上・下に水平区画されたものの上の部分の階又は階数の算定にあたっては、下の部分の階数を算入すること。





A：階数3の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

B：階数14の防火対象物として、また、b部分は4階として該当する消防用設備等を設置する。

第6-7図

2 共同住宅等の特例基準に係る区画

共同住宅等の特例基準に係る区画（以下「共住区画」という。）の構造及び当該区画を貫通する配管等の取扱いについては、前1の通達によること。

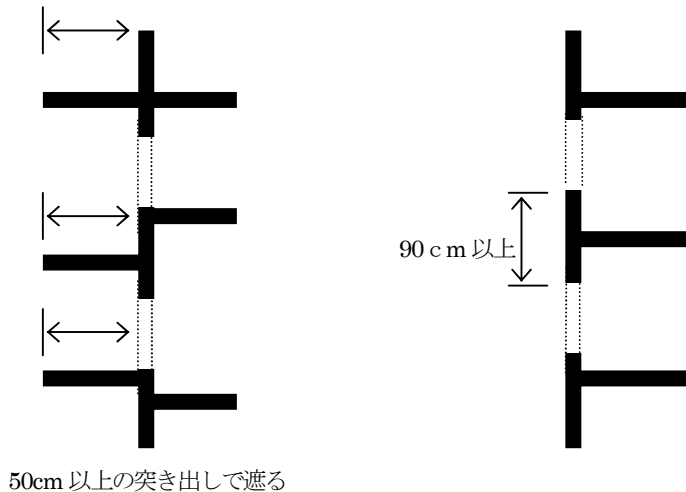
(1) 共住区画の構造

ア 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、壁式鉄筋コンクリート造（壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造を含む。）、軽量気泡コンクリート造、補強コンクリートブロック造又はこれらと同等に堅牢かつ容易に変更できない耐火構造であること。

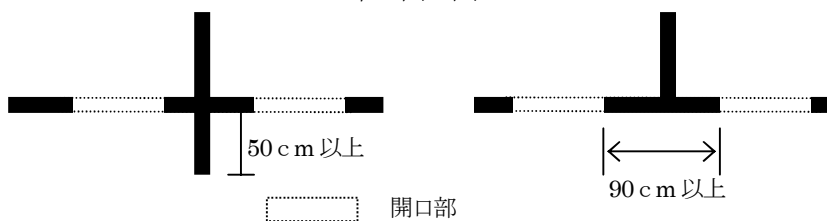
イ 建基政令第107条第1号に定める耐火構造に求められる耐火構造を有すること。

ウ 開口部が外壁面から50cm以上突き出した耐火構造のひさし、床、そで壁その他これらに類するもので防火上有効に遮られていること。ただし、区画を介して隣接する開口部相互の距離を90cm以上とした場合はこの限りでない。

断面図



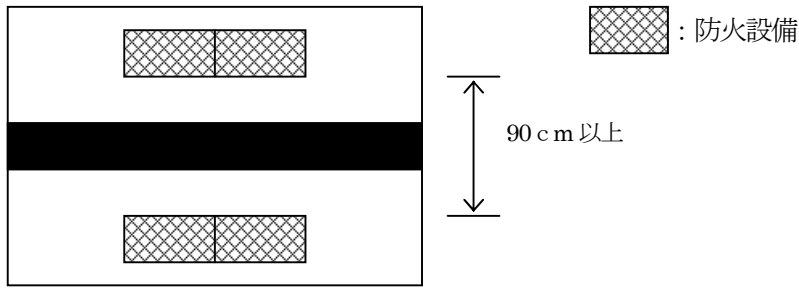
平面図



第6-8図

(2) 開口部の有無

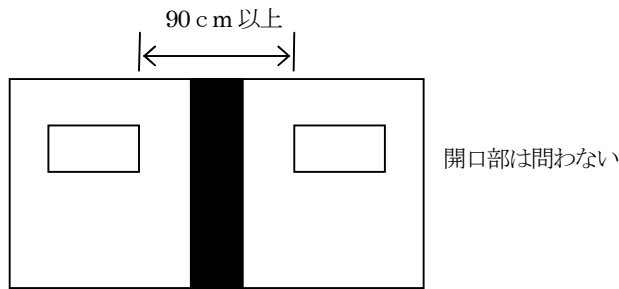
ア 開口部相互の距離を90cm以上とした場合の開口部（区画は50cm以上突き出していない。）



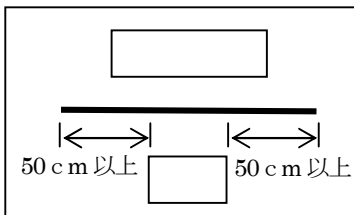
第6-9図

ただし、90cm以上離れて設けられる直径150mm以下の通気口、換気口にあつては防火戸を設けないことができる。

イ 共住区画を介して隣接する開口部との距離が90cm未満となる部分に通気口、換気口等を設ける場合は、前面が外気に開放されており、かつ当該通気口、換気口等の直径が150mm以下の防火ダンパー（FD）付のもの又は開口面積が100cm²以下のものについては設けることができる。



第6-10図

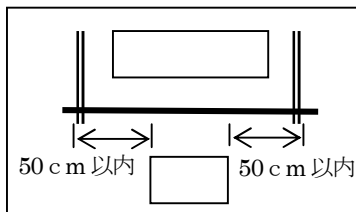


— 50cm以上突き出したベランダ、ひさし等

第6-11図

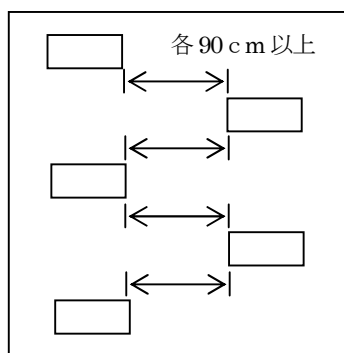
ウ 外壁面から50cm以上突き出した耐火構造のベランダ、ひさし等を設ける場合は、下側の開口部の両端より、それぞれ50cm以上の幅となっていること。

上記のベランダ、ひさし等は、建築基準法上に規定されている1時間以上の耐火性能を有する床と同等以上の性能を有する必要がある。



第6-12図

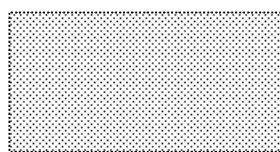
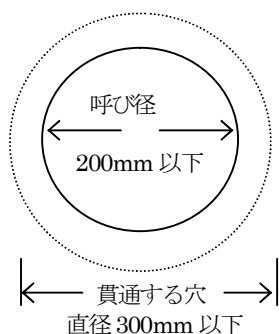
エ 開口部の両端より50cm以内の前面に雨水管等を貫通させる場合は、不燃材料とすることが必要である。



第6-13図

オ 外壁面から50cm以上突き出した耐火構造のベランダ、ひさし等をもうけない場合は、共住区画を介して上下の位置にある開口部については、水平距離で90cm以上離れている場合には、防火設備を設けなくて差し支えない。

(3) 共住区画を貫通する配管及び貫通部



貫通部が矩形の場合、
部分の面積が
直径300mmの円に相当する面積以下

第6-14図

ア 配管の用途は、原則として、給排水管、空調用冷温水管、ガス管、冷媒管等であり、これには、電気配線が含まれるものであること。

イ 貫通穴相互の離隔距離は、穴の大なる方の距離以上（200mm以下の場合は200mm）、ただし、住戸等と共用部分との間の耐火構造の壁又は床にあっては、この限りでない。

ウ 配管及び貫通部は、一体で当該貫通する区画に求められる耐火構造を有するものであること。

エ 貫通部は、モルタル等の不燃材料で完全に埋め戻す等、十分な気密性を有すること。

3 規則第13条第1項に規定する区画

規則第13条第1項に規定する区画（以下「13条区画」という。）については、次によるものとする。

- (1) 区画をダクトが貫通する部分には煙感知器の作動と連動して閉鎖する防火ダンパーを設けること。
- (2) エレベーター扉は規則第13条第1項第1号ハに規定する開閉機構に該当しないものであること。ただし、1時間の遮炎性能を有する防火戸を設けた場合はこの限りでない。
- (3) 区画は、2以上の階にまたがらないこと。

4 規則第30条の2に規定する自動閉鎖の防火戸は、常時閉鎖式のもの、煙感知器若しくは熱感知器の作動と連動して閉鎖するもの又は温度ヒューズの熔断によって閉鎖するものとする。

なお、同条に規定する区画をダクトが貫通する場合、貫通する部分に防火ダンパーを設けること。